備考１　この表において「１級海技士（航海）」、「２級海技士（航海）」、「３級海技士（航海）」、「４級海技士（航海）」、「５級海技士（航海）」、「１級海技士（機関）」、「２級海技士（機関）」、「３級海技士（機関）」、「４級海技士（機関）」及び「５級海技士（機関）」は、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第５条第１項に規定する資格をいう。

２　この表において「１級小型船舶操縦士」及び「２級小型船舶操縦士」は、船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の３第１項に規定する資格をいう。

別表第２（第３条関係）

船舶の種別	職務	資格
水陸両用車	船舶の操縦	操縦水陸両用車級
基準排水量33.3トン未満又は総トン数20トン未満の船舶であって、沿海区域のうち次に掲げる区域のみを航行するもの（以下この表において「沿岸小型船舶」という。） 一　平水区域 二　本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から五海里以内の水域	船舶の操縦	操縦小型２級
基準排水量33.3トン未満又は総トン数20トン未満の船舶（沿岸小型船舶を除く。）	船舶の操縦	操縦小型１級
基準排水量33.3トン以上100トン未満の船舶	船舶の運航	運航４級
	船舶の機関の運転	機関４級
基準排水量100トン以上250トン未満の船舶及び基準排水量250トン以上1,000トン未満の船舶であって平水区域のみを航行するもの	船舶の運航	運航３級
	同上	運航４級
	船舶の機関の運転	機関３級
	同上	機関４級
基準排水量250トン以上1,000トン未満の船舶（平水区域のみを航行するものを除く。）	船舶の運航	運航２級
	同上	運航３級
	船舶の機関の運転	機関２級
	同上	機関３級
基準排水量1,000トン以上	船舶の運航	運航１級
	同上	運航２級
	同上	運航３級
	船舶の機関の運転	機関１級
	同上	機関２級
	同上	機関３級

備考　この表において「運航１級」、「運航２級」、「運航３級」、「運航４級」、「機関１級」、「機関２級」、「機関３級」、「機関４級」、「操縦小型１級」、「操縦小型２級」及び「操縦水陸両用車級」は、船舶の配員の基準に関する訓令（昭和60年防衛庁訓令第２号）第２条に規定する資格をいう。

○防衛省告示第百号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百七条第五項の規定に基づき、装備移転航空機の安全性に関する基準、装備移転航空機の運航に関する基準及び装備移転航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準を次のように定めたので、告示する。

令和八年四月一日　　防衛大臣　小泉進次郎

装備移転航空機の安全性に関する基準、装備移転航空機の運航に関する基準及び装備移転航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準

目次

第１章　総則
第２章　安全性基準
　第１節　装備移転航空機の安全性基準
　第２節　装備移転無人航空機の安全性基準
　第３節　試験飛行に係る安全性基準の特例
第３章　運航基準
　第１節　装備移転航空機の運航基準
　第２節　装備移転無人航空機の運航基準
第４章　技能基準

第１章　総則

第１　目的

この告示は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第107条第５項の規定に基づき、装備移転航空機の安全性に関する基準、装備移転航空機の運航に関する基準及び装備移転航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準を定めることを目的とする。

第２　定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　装備移転航空機　自衛隊法第107条第１項に規定する装備移転航空機をいう。

⑵　装備移転無人航空機　装備移転航空機のうち無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第２条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）であるものをいう。

⑶　安全性基準　自衛隊法第107条第５項の規定による装備移転航空機の安全性に関する基準をいう。

⑷　運航基準　自衛隊法第107条第５項の規定による装備移転航空機の運航に関する基準をいう。

⑸　技能基準　自衛隊法第107条第５項の規定による装備移転航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準をいう。

⑹　製造者　自衛隊法第107条第７項に規定する装備移転航空機を製造する者をいう。

第２章　安全性基準

第１節　装備移転航空機の安全性基準

第１　飛行

１　一般

⑴　装備移転航空機（航空法第２条第１項に規定する航空機に限る。以下この節において同じ。）の性能及び飛行性は、飛行試験その他の試験又はこれらの試験に基づく計算によって証明されたものでなければならない。ただし、計算による結果は、直接の試験による結果と同程度に正確なものであるか又はそれよりも安全側にあることが確実なものでなければならない。

⑵　前号の証明は、予想される運用状態における重量及び重心位置の全ての可能な組合せについて行わなければならない。

⑶　種々の飛行段階における性能の決定及び飛行性の吟味は、適切な飛行形態を設定して行わなければならない。